

『お知らせ』

緊急事態宣言発令に伴う亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部からの指示に基づき、亀岡市総合福祉センター施設使用について下記のとおり対応いたします。

記

○対応内容

《夜間利用について》

- 夜間の利用は午後8時までとします。
- 夜間利用の利用料金は半額とします。
- 期間は令和3年1月18日（月）から同年2月7日（日）までとします。

《新型コロナ感染対策を理由とするキャンセルについて》

- 施設利用日が令和3年1月14日（木）から同年2月7日（日）までのキャンセルは全額還付とします。
- 上記キャンセルの申し出は、利用日の使用区分開始までとします。

※使用区分開始時間

午前 9：00まで 午後 13：00まで 夜間 18：00まで

- キャンセルされる場合は、「使用許可取消届・使用料還付申請書」を提出してください。

持ち物：亀岡市総合福祉センター使用許可書、申請者の認印（シャチハタ等不可）

※利用日が2月8日（月）以降分につきましては、通常通りの取扱いとなり、取消される場合は7日前までに取消届を提出されましたら、承認後、5割相当額を還付いたします。